

豊岡市広報公式X(旧ツイッター)運用基準

1 趣旨

この基準は、X(旧ツイッター)(※1)を利用した行政情報の提供を目的として本市が開設する豊岡市広報公式X(旧ツイッター)の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 運用の目的

X(旧ツイッター)がもつ拡散性、即時性を生かし、広報紙や市ホームページ、防災行政無線の補完及び緊急時等の情報提供手段の確保を図ることを目的とする。

3 アカウント名(※2)

ユーザー名 kouhou_Toyooka

X(旧ツイッター)アカウント名称 兵庫県豊岡市広報公式

URL https://twitter.com/kouhou_Toyooka

4 運用者(所属課)

豊岡市市長公室秘書広報課

5 運用管理

X(旧ツイッター)の管理者は広報担当課長とし、ツイート(※3)の発信は広報担当課職員とする。

6 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報を防ぐため、運営主体として豊岡市X(旧ツイッター)のアカウント名を、豊岡市ホームページに明示する。

7 情報発信の内容

- (1) 行政情報(イベント・催し含む)に関する事
- (2) 広報とよおかに関する事
- (3) 緊急・災害情報に関する事
- (4) まちの話題等に関する事
- (5) 市関連公式サイト・公式X(旧ツイッター)更新情報に関する事
- (6) その他市からのお知らせに関する事

8 投稿する時間帯

市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、それ以外でも、必要性、緊急性が認められる場合は投稿できるものとする。

9 運用期間

X(旧ツイッター)は、X(旧ツイッター)社のシステムによって運用されており、同社の運用事情により予告なく終了、削除される場合がある。この場合において、市は一切責任を負わない。

10 運用方法

(1) 豊岡市からの情報発信を原則とし、他のX(旧ツイッター)アカウントのフォロー(※4)や投稿に対するリポスト(※5)等の操作は行わない。また、当アカウントのポストに対する返信に対しても原則として回答しない。

ただし、国の機関、地方公共団体または公共性の高い団体、市の関連事業などで特に管理者が必要と認めたときには、これらを行う場合がある。

(2) 行政施策への意見・要望などについてX(旧ツイッター)では受け付けない。

11 ホームページとのリンク

ポストに関するリンクのリンク先は、原則として豊岡市が運営するホームページのみとする。ただし、国、県、他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めるものは、この限りではない。

12 禁止事項

次に掲げる情報発信は禁止する。また、利用者による当アカウントに対するリポスト、引用リポスト、返信について、その内容が下記事項に該当すると判断した場合には、断りなくアカウントのブロック、当アカウントのポスト等の全部または一部を削除、一時的にポスト等を非公開とすることがある。

- (1) 特定の個人、企業、地域等を誹謗中傷する内容
- (2) 他者の人権を侵害する恐れのある内容
- (3) 政治、宗教活動を目的とする内容
- (4) 著作権、商標権、肖像権など豊岡市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動など、営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条、居住、職業、性別等で差別し、または差別を助長する内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (8) わいせつな表現など公序良俗に反する内容
- (9) その他豊岡市が不適切と判断する内容

13 知的財産権の帰属

掲載している個々の情報(文章、写真など)に関する知的財産権は、豊岡市または豊岡市以外の原著作者等に帰属する。当ページの内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断で複製・転用することは

できない。

14 免責事項

- (1) 豊岡市は、掲載情報については、細心の注意を払うが、正確性、完全性、有用性等を保証する義務を負うものではない。
- (2) 豊岡市は、掲載された情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、市の故意または重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。
- (3) 豊岡市は、X(旧ツイッター)上の返信や引用リポストを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。
- (4) 豊岡市は、予告なくガイドラインの変更や見直しまたは運用を中止することがある。

【用語解説】

- ※1 X(旧ツイッター)：インターネット上で140文字位以内の短い文書を不特定のインターネット利用者に公開できるX(旧ツイッター)社が提供しているサービス
- ※2 アカウント：X(旧ツイッター)を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名
- ※3 ポスト：X(旧ツイッター)に記事を投稿する行為及び投稿された記事
- ※4 フォロー：他のユーザーのポストを受信するように登録すること
- ※5 リポスト：他のユーザーのポストを引用してポストすること